

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第1070号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方、または要介護1・2で特例入所が認められた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 残置物引受人
8. 苦情の受付について
9. 事故発生時の対応について
10. 虐待防止・身体拘束廃止に向けた体制等について
11. ハラスメントの防止対策について

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幸梅会 |
| (2) 法人所在地 | 栃木県足利市山下町2753番地1号 |
| (3) 電話番号 | 0284-64-0765 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 源田俊昭 |
| (5) 設立年月日 | 平成2年8月10日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉 平成12年2月1日
指定 栃木県 第1070号
- (2) 施設の目的 社会福祉法人幸梅会が開設する特別養護老人ホーム盛雄苑（以下「事業所」という。）が行う事業の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、栄養士及び機能訓練指導員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な生活介護を提供することを 目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 盛雄苑
- (4) 施設の所在地 栃木県足利市山下町2753番地1号
- (5) 電話番号 0284-64-0765
- (6) 施設長（管理者）氏名 金井 裕
- (7) 当施設の運営方針 事業所の事業は、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持向上を図るものとする。
- (8) 開設年月日 平成4年1月10日
- (9) 入所定員 60人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	
2人部屋	1室	
4人部屋	16室	
合 計	21室 70名	
食堂	1室	カラオケ DVD
機能訓練室	1室	平行棒・プーリー
浴室	1室	特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

☆ ※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状

況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとしします。

(2) 利用に当たって別途料金をご負担いただく施設・設備

居住費（多床室・従来個室）	1日につき 915 円
---------------	-------------

- * 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご契約の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担頂きます。
- * ただし介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金になります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 状 況
1. 施設長	1 名
2. 介護職員	16 名以上（常勤換算）
3. 生活相談員	1 名以上
4. 看護職員	4 名以上
5. 介護支援専門員	1 名以上
6. 医師	1 名（非常勤）以上
7. 栄養士	1 名以上
8. 機能訓練指導員	1 名（非常勤）以上

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 火・金 14：00～15：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人数 早番： 7：30～16：30 2 名 日勤： 9：50～18：50 4～5 名 夜勤： 17：00～9：30 3 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人数 日勤： 8：00～17：00 2～3 名

5. 当施設が提供するサービスと利用料

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:20～9:00 昼食 12:10～13:00 夕食 17:40～18:20

- ・ただし食費 (食材料、調理費相当分) は介護保険の給付対象とならないため、ご契約の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担頂きます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他 自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

＜サービスの利用料金 (一日あたり) ＞ (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付金額を除いた金額 (自己負担額) をお支払い下さい。サービスの利用料金は、

ご契約者の要介護度と負担割合に応じて異なります。(1割～3割負担がござい
ます)

1 日当たりの利用料一覧表 (1 割負担の場合)
(介護老人福祉施設・多床室・従来型個室)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1－2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円

☆ ご契約者介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

☆ ご契約者が 6 日以内の入院または外泊をされた場合にお支払いいただく利用料は、下記の通りです。(契約書第 18 条、第 28 条参照) (1 割負担の場合)

1. サービス利用料	2460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2214 円
3. 自己負担額 (1－2)	246 円

☆ 介護保険に定める職員配置基準にて、ご契約者にお支払いいただく利用料は下記の通りです。(1 割負担の場合)

看護体制加算 4 円 (1 日あたり・該当月のみ)
サービス提供体制加算 6 円 (1 日あたり・該当月のみ)
療養食加算 6 円 (1 日あたり 3 回まで・該当者のみ)
安全管理体制加算 20 円 (入所時 1 回のみ)
看取り介護加算 (死亡日～45 日以下まで・該当者のみ)

☆ 介護保険に定める施設基準にて

介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 月の介護報酬総額の 13.6%相当の加算が加わりま
す。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食費 1日あたり 1,645 円

※ただし介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金になります。

②特別な食事（酒類などを含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。

利用料金： 行事食 500 円（参加者のみ）

他、要した費用の実費

③理髪・美容

月に1回、理・美容師の出張サービス（調髪、顔剃、洗髪、パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：実費となります。

④貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている貯金

○お預かりするもの：上記貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は次の通りです。

・貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、貯金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：（事務管理費として）1日あたり 50 円（ただし、ひと月最大で 1500 円まで）となります。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

1) 主なレクリエーション行事予定例

月	行事予定	備考
4 月	観桜会	
5 月	森林浴 健康診断	
6 月	外出行事（買い物など）	
7 月	七夕祭り	
8 月	納涼祭 盆供養	
9 月	敬老会 彼岸供養	
10 月	運動会	
11 月	外出行事（買い物など） 健康診断	
12 月	忘年会	
1 月	新年会	
2 月	節分 豆まき	
3 月	ひな祭り 彼岸供養	

※誕生会 毎月 1 日

※移動スーパーとくし丸（菓子、惣菜）：毎週水曜日

上記の他、希望者には外出、買い物（近所のスーパーなど）を行っています。（月一回程度）

2) クラブ活動

習字、音楽、押し花などを行っています。（月 1 ～2 回）

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合の実費はサービスとさせていただきます。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。）

⑧契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの費用をご負担いただきます。（前記（1）の介護保険給付サ

ービス費 10 割相当分と（２）介護保険の給付対象とならないサービス費用分）

☆ 経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変更する
事があります。この場合事前に変更の内容と変更事由について、変更を行う 2 ヶ月
前までに説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20
日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1 ヶ月に満たない期間のサー
ビスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払い

イ．下記指定口座への振込み

口座番号 0106158

金融機関名 足利小山信用金庫 山前支店

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：足利信用金庫山前支店

（現在通帳をお預かりしている人は今まで通り引き落としをさせていただきます。）

（４）入所中の医療の提供について

（１）医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療
や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診
療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・
入院治療を義務付けるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	本庄記念病院
所在地	栃木県足利市堀込町 2859
診療科	内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 胃腸内科 ・ 皮膚科 ・ 形成外科 ・ 肛門外科 ・ 乳腺外科 ・ 腹部外科 ・ 老年内科 ・ 小児科 ・ リハビリテーション科 ・ 人間ドッグ ・ ディケア

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	柏瀬歯科医院
所在地	栃木県足利市葉鹿町 383-5

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約終了する期日は定めていません。従って、以下のような事由が
ない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当す
るに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになり

ます。(契約書第 13 条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状態が自立、要支援、または要介護 1・2 で特例入所が認められないと判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、15 条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者の入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意にまた過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上延滞し相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは

は他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を続行しがたい重大な事情を生じた場合

- ④ ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご契約者または身元引受人等が職員に対し身体的・精神的攻撃やセクシャルハラスメントの言動が見られ、関係部署を含め当事者と話し合いを行ったにもかかわらず、再発または再発の可能性がある場合。

→ *契約者が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、下記の通りです。

① 検査入院等、6 日以内の外泊

6 日以内に退院される場合は、退院ご再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1 日あたり 246 円

② 7 日以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。入院期間中の所定の料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込めない場合

3 ヶ月以内の退院が見込めない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- (イ)適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (ウ)在宅介護支援事業者の紹介
- (エ)その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引受人（契約者第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

(契約書第 22 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

施設のサービス内容において苦情・相談・意見があれば承ります。

当施設における苦情や相談は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受付けます。

苦情受付担当者は、受付けた要望や苦情内容を苦情解決責任者と第三者委員に報告をします。

また、入所者及びご家族等は要望や苦情内容について直接第三者委員に申し出ることができます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職員〕 生活相談員 河内 伸一

事務員 古矢 正美

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 AM 8:30 ～ PM 5:20

○ 苦情解決責任者 施設長 金井 裕

【第三者委員】

吉沢 文雄	当法人監事	0284-21-2870
金子 ひろみ	足利市議会議員	0284-42-8747

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当施設において解決できない場合は、次の関係機関窓口に出すことができます。

栃木県国民健康保険団体連合会 苦情処理担当 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町 12-11 栃木会館 3 F	TEL 028-643-2220 FAX 028-643-5411
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	TEL 028-622-0051

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町 3-6	Fax 028-622-2236
栃木県足利市役所 元気高齢課 〒326-8601 栃木県足利市本城 3 丁目 2145 番地	Tel 0284-20-2136 Fax 0284-21-1456

(3) 第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施年月日	
○		実施評価機関	
		評価結果の開示状況	

9. 事故発生時の対応について

当施設では、以下により緊急時又は事故発生時の対応をいたします。

(1) 生命の危険がある時

ご家族または代理人へ連絡すると共に、救急車により病院へ搬送させていただきます。

(2) 状態異変のとき

ご家族または代理人へ連絡すると共に、かかりつけ病院又は当事業所の協力病院（本庄記念病院）の指示を仰ぎます。

(3) 事件・事故のとき

ご家族または代理人へ連絡すると共に、関係機関へ連絡をとり指示を仰ぎます。

安全対策担当者 施設長 金井 裕

10. 虐待防止・身体拘束廃止に向けた体制等について

当施設では、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為に虐待防止委員会と身体拘束廃止委員会を設置し、次の事項を実施します。

- (1) 虐待防止委員会とは、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。
- (2) 身体拘束廃止委員会とは、職員への研修の内容、身体拘束廃止のための指針策定、緊急やむを得ない場合の検討等を行います。
- (3) 施設の職員は、年2回以上、虐待発生防止と身体拘束廃止に向けた研修を受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、責任者は速やかに市町村等関係者

に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

- (5) ご利用者の生命又は身体に危険がある場合など、緊急やむを得ないと判断した場合には、ご家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等を詳細に説明し同意を得た上で拘束を行います。

拘束期間はご利用者の日々の心身の状態等を観察し記録します。

拘束の要件に該当しなくなった場合には、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し拘束を廃止します。

虐待相談受付者 施設長 金井 裕

1 1. ハラスメントの防止対策について

当施設では、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 当施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は施設として許容いたしません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばれそうになった行為）

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当施設職員、ご利用者及びそのご家族、身元引受人等、取引先事業者の方が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント防止に関する基本方針に基づき即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の規約等の措置を講じます。

ハラスメント対策担当者 施設長 金井 裕

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護福祉施設 特別養護老人ホーム 盛雄苑
説明者職氏名 生活相談員 河内伸一 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

住所
氏名
続柄 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 2291.1 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実行しています。

【短期入所生活介護】平成5年4月1日

【居宅介護支援事業】平成7年2月1日

(4) 施設の周辺環境

当施設は、山の中腹にあり、一日中日当たりが良く過ごしやすいところです。
又道路より奥に入るため騒音もなく、近くには山前公園もあり環境的にもとてもよい施設です。

2. 職員の配置状況

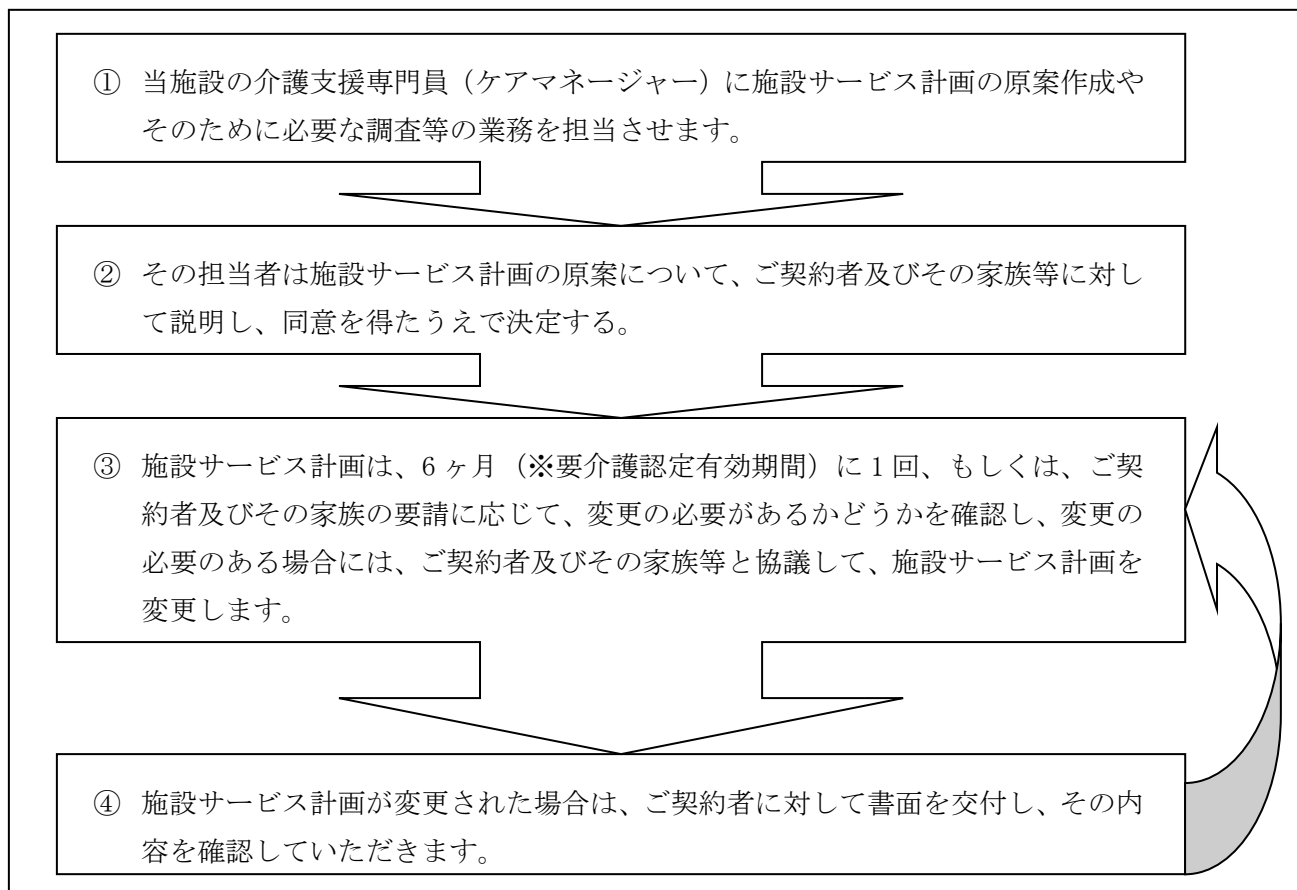
<配置職員の職種>

介護職員	…… ご契約者の日常生活の介護並び健康保持の為の相談・助言等を行います。3名に対して1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	…… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	…… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活の介護、介助も行います。
機能訓練指導員	…… ご契約者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	…… ご契約者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。
医師	…… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画書（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画書（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書 2 条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 8 条、第 9 条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他の利用者の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束することがあります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た

ご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務及び個人情報保護法により)

但し、ご契約に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。またご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文章にてご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性の確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり当施設では、持ち込み物に関しての制限は特にありません。

(2) 面会

面会時間 am10:00～pm5:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

来訪時、食品のお持ち込みはご遠慮ください

(3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

但し外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

(ア) 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。

(イ) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(ウ) ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(エ) 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。